

令和元年 第2回 坂戸市 農業委員会 会議録

開催年月日				令和元年6月25日(火)				
開催場所				坂戸市役所 303・304 会議室				
開会時刻・宣告者		午後 2 時00分		会長		石川 猛		
閉会時刻・宣告者		午後 4 時20分		会長		石川 猛		
会長 石川 猛 会長職務代理者 市川 武夫				出席委員 18名		欠席委員 1名		
農 業 委 員 出 席 状 況	席次	氏名	摘要	最 適 化 推 進 委 員 出 席 状 況	席次	氏名	摘要	
	1	高橋 光行	出席		12	宇津木 一昭	出席	
	2	林 真由美	〃		13	鹿ノ戸 健次	〃	
	3	市川 武夫	〃		14	栗原 昇	〃	
	4	石川 猛	〃		15	武藤 幸雄	欠席	
	5	中里 和子	〃		16	齋藤 直志	出席	
	6	武藤 恭久	〃		17	山崎 好典	〃	
	7	黒川 英巳	〃		18	亀田 康好	〃	
	8	根本 武男	〃		19	森田 和夫	〃	
	9	小島 保	〃		〃			
	10	松永 貴夫	〃					
11	斉藤 喜作	〃						

議事参与者	事務局長	書記	出席説明者
	田隴 佳秀	川島 豪 林 信久 藤野 泰弘	

会議件名及び顛末

- 会長 委員の皆様ご苦勞様です。
現在の出席農業委員11人、欠席委員0人であります。
よって、定足数に達しておりますので、只今から、令和元年第2回農業委員会を開会いたします。
- 会長 会議規則第4条に基づき、会議の議長を務めさせていただきます。
それでは会議を開きます。
- 議長 本日の議事日程につきましては、配布しました会議次第のとおりです。
直ちに議事に入ります。

議 長 日程第1 議事録署名委員を定めることについてを上程し議題とします。
議事録署名委員は2名とし、議長において指名することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認め、2番林委員、3番市川委員を指名します。

議 長 日程第2 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。

1番の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番について説明します。譲受人は、譲渡人の息子さんであり、譲渡人が75歳と高齢になったことから、同じ住宅敷地の別棟に住んでいる息子さんに所有する農地の一部を生前贈与するための申請であります。

息子さんは、会社勤めながら実家の農業経営の手伝いを行っているとのことでございます。

農地法第3条の許可要件、全部耕作要件については、所有する農地の全てを自作しております。このため、農地を譲り受けてもこれまでと同じく支障なく耕作が可能と考えます。

農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事され、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れはないと考えられます。

以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えております。

議 長 事務局の説明が終わりました。
担当地区委員より、補足説明をお願いします。

1番 勝呂地区 小島委員

補足説明 (申請地の写真をスクリーンに映して説明)

議席9番 本件は、父親から息子への農地の生前贈与の申請であり、現状でも父親が高齢であるため譲受人である息子が農地の管理を行っている状況であり、小委員会でも問題はないであろうとの意見でありましたので、ご審議をよろしく申し上げます。

議 長 議案の説明が終わりました。ご質疑等があればお願いします。

(質疑なしの声)

議 長 それでは、採決を行います。
議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請については、許可と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。
よって、議案第5号は、許可と決定いたします。

議 長 日程第3 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。

1 から 5 番の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1 番について説明します。譲受人は、妻と子供 4 人の 6 人で坂戸市石井土地区画整理地内の借家に居住しています。妻の母との同居を計画しているが、7 人で暮らすには現在の住まいでは手狭なことから、住宅の建築を計画されたとのことです。

申請地の選定理由といたしましては、通勤時間が現在とかわらないこと、子供の生活環境の変化への負担が少ないこと、自家用車 2 台及び来客用 1 台の計 3 台の駐車スペースが確保できることが理由とのことです。

案内図中央やや下の旗竿状の斜線で示した箇所が申請地です。申請地の北側には県道上伊草坂戸線、JA いるま野宮町支店があり、西側には住吉中学校があります。6 月 17 日に現地調査を実施しました。いつでも耕作可能な状態で問題ないと考えています。

農地転用許可基準の立地基準では、10ha 以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第 1 種農地に該当すると考えられますが、不許可の例外を規定している農地法第 33 条第 4 号に該当するものと考えられます。

また、一般基準では、資力については、全額を融資で賄い、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えております。

2 番について説明します。譲受人は、妻と子供の 3 人で坂戸市元町の賃貸住宅に住んでいます。一昨年に子供が生まれ、現在の住まいでは手狭になってきたことから、住宅の建築を計画されたとのことです。

申請地の選定理由といたしましては、譲受人は夫婦とも坂戸市の職場に勤務しており、現在と変わらず通勤が可能なこと、妻の実家の坂戸市泉町まで車で 5 分ほどの距離にあり両親に子育ての協力を得られること、職場の友人が申請地の近くに住んでおり、お互い協力しあえること、自家用車 2 台と来客用 1 台の計 3 台分の駐車スペースが確保できることなどが理由とのことです。

案内図の中央部分、線で囲った場所が申請地を含む区域となります。この囲った区域が 6 区画に分割され、5 月に 1 件の転用許可申請がされ、既に許可されました。今月はこのうち 2 区画分の申請があり、本件は②の区画になります。6 月 17 日に現地調査を行ったところ、雑草等もなくいつでも耕うん可能な状態であり問題ないと考えます。

農地転用許可基準の立地基準ですが、水道管、下水道管又はガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路に面し容易に接続が可能で、かつ申請地から 500m 以内に 2 つ以上の教育施設、医療施設その他の公共・公益施設が存在する場合、第 3 種農地と判断されます。

申請地は、東側の市道に給水管及びガス管が埋設され接続が可能となっており、かつ 500m 以内に県立坂戸高校、片柳小学校さらに松野記念クリニックがあり、教育施設と医療施設が 2 つ以上あることから第 3 種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資力については、全額を融資で賄い、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て水路への放流となっており、周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないことから、許可基準に適

合していると考えております。

3番について説明します。譲受人は、夫と2人で坂戸市伊豆の山町の賃貸住宅に居住しています。結婚後、生活用品も増え現在の住まいでは手狭になってきたことから、住宅の建築を計画されたとのことです。

申請地の選定理由といたしましては、譲受人は鶴ヶ島市の事業所に勤務しており、申請地から17分で車通勤が可能なこと、鳩山町鳩ヶ丘の実家まで15分で行き来ができ、将来親の介護が必要になったときは面倒をみることができること、職場の上司や友人がいずれも申請地から5分以内の距離に住んでおり、仕事や生活面で協力が得られること、自家用車2台と来客用1台の3台分の駐車スペースが確保可能なことなどが理由とのことです。

本件は2番と同じ区域の申請であり、③の区画となります。6月17日の現地調査の結果も2番と同様、問題ないと考えます。

農地転用許可基準の立地基準ですが、2番と同じ立地条件のため第3種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資力については、全額を融資で賄い、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て水路への放流となっており、周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えております。

4番について説明します。譲受人は、妻と2人で東松山市高坂の賃貸住宅に居住しています。結婚後、生活用品が増え現在の住まいでは手狭になってきたことから、住宅の建築を計画されたとのことです。

申請地の選定理由といたしましては、譲受人の実家が坂戸市にあり将来は両親の面倒を見に行ける距離であること、自家用車2台と来客用の4台分の駐車スペースが確保可能なことなどが理由とのことです。

案内図中央の三角形の斜線部が申請地で、新県道川越坂戸毛呂山線に面しています。6月17日に現地調査をしたところ、申請地の一部に砂利が敷かれていたため是正指導しました。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未滿の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資力については、全額を融資で賄い、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て水路への放流となっており、周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

また、本申請の敷地面積は500㎡を超えておりますが、申請地の形状からみて必要最小限の敷地とした場合に、残る農地では効率的な営農が困難と考えられることから、県への相談の結果、やむを得ないとの判断であります。

以上のことから農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えております。

5番について説明します。譲受人は、妻と子供2人の4人で川越市笠幡の賃貸住宅に居住しております。子供の成長に伴い現在の住まいでは手狭になってきたことから、住宅の建築を計画されたとのことです。

申請地の選定理由といたしましては、妻の実家と相談したところ、妻の母名義の申請地に建ててはどうかとの話があり、申請地であれば譲受人の川越市の勤務先まで40分で車通勤が可能なこと、坂戸市の妻の実家と行き来ができ子育ての協力を

えられること、自家用車2台と来客用2台の4台分の駐車スペースが確保可能なことなどが理由とのことです。

なお、母名義の申請地は南北に細長く、一番北側では市道と申請地の間に他者の土地が挟まれ道路付けが悪いことから、この母名義の申請地と市道に挟まれた土地について、所有者の方に相談したところ、土地利用計画に必要な分を譲渡していただけることとなったとのことです。

案内図中央の南北に細長い斜線部が申請地で、申請地の南側には旧県道川越坂戸毛呂山線や高麗川があります。6月17日に現地調査したところ、耕作可能な状態であり問題ないと考えております。

農地転用許可基準の立地基準では、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、不許可の例外を規定している農地法施行規則第33条第4号に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資力については、全額を融資で賄い、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えております。

議長 事務局の説明が終わりました。

担当地区委員より、補足説明をお願いします。

(担当委員挙手)

1番 三芳野地区齊藤委員、2・3番 坂戸地区松永委員、4番 入西地区齋藤委員、5番入西地区根本委員の順でお願いします。

補足説明 (申請地の写真をスクリーンに映して説明)

議席16番 1番の譲渡人は、農地を多く所有しておりますが管理については、ほとんど第三者に委託している状況であり、申請地についても第三者がトラクターで耕うんしております。6月22日に現地確認を行いました。申請地は耕うん管理されており、いつでも作付け可能な状況でありました。転用により周辺農地の営農に支障を与えるおそれは考えられないことから、小委員会の協議において、転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

議席10番 2番、3番については、隣接地ですので一緒に説明させていただきます。本件は、先月審議していただいた、6区画案件の内の2及び3区画目の案件であり、先月の審議同様、転用により周辺農地の営農に支障を与えるおそれはないと考えられます。小委員会でも転用はやむを得ないとの結論に達しましたので、ご審議をよろしくお願いします。

議席11番 4番について6月21日に現地確認を行いました。事務局の説明で指摘があった砂利等については撤去されており、いつでも耕作可能なような状況になっておりました。現地は長年耕作されていない状況でありました。申請地の南側は県道に面し、西側が農地に隣接しておりますが、転用により周辺農地の営農に支障を与えるおそれは考えられないことから、小委員会は転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

議席8番 5番について、本日も現地確認を行ってまいりましたが、申請地は数年作付けはされていませんが、管理は適正に行われております。排水については、合併浄

化槽で処理し側溝への放流となっており、転用により周辺の水稲作付けに影響を与えるおそれは考えられないことから、小委員会では、転用はやむを得ないとの結論に達しましたので、ご審議をよろしくお願いします。

議長 議案の説明が終わりました。1から5番の案件でご質疑等があればお願いします。

(質疑なしの声)

議長 よろしいですか。それでは次に、6番から8番の案件について事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

6番について説明します。譲受人は、妻と息子夫婦、孫2人の6人で坂戸市紺屋の自己用住宅に居住しております。現在、家族で自家用車4台、自転車5台を所有していますが、敷地が旗竿状の形状のため駐車スペースが狭く、来客用の駐車スペースを確保できないこと、また自転車の出し入れの際、車を傷つけることがあるため、駐車スペースの拡張を計画されたとのことです。

案内図中段やや左寄りの斜線部が申請地で、申請地下の旗竿状に点線で囲んだ箇所が、譲受人の住宅敷地です。6月17日に現地調査をしたところ、作付けがされており問題ないと考えております。

農地転用許可基準の立地基準では、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、不許可の例外を規定している農地法施行規則第33条第5号に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資力については、全額を自己資金で賄い、申請地の転用行為の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水については既存の敷地と一体処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えております。

7番について説明します。譲受人は、昭和38年から坂戸市塚越で金属加工、建築請負等を営む法人で、平成27年には、隣接する土地を取得し新工場も建設されております。

しかしながら、工場北側の資材置場として借り受けていた土地3,800㎡が農地であり許可を受けずに使用していたことが判明したため、これを是正し地権者に返還したため、既存の敷地内に資材を移して保管していますが、敷地内では資材の運搬や大型トラックの出入りも多く、重量のある鉄骨材を扱うには危険なこと、工場新設に伴う従業員の増員により社員駐車場が不足していること、さらには工場の敷地に対する緑地面積の割合について、工場立地に関する準則第3条により100分の25と規定されておりますが、既存の敷地に対する緑地面積の割合が100分の3に満たないことから、市当局より改善するよう指導を受けているとのことでございます。つきましては、これらの抱えている問題を解決するため新たに敷地拡張を計画されたとのことです。申請地の選定理由といたしましては、既存の工場敷地に隣接しており、一体利用できることが理由とのことです。

案内図中央の点線で囲んだ範囲が工場の敷地で、敷地を囲む斜線部が申請地です。その北側に住宅の一団があり、その一団に囲まれた白抜きの箇所が、先ほどご説明いたしました無許可で資材置場として利用していた農地です。6月17日に現地調査したところ、特に問題のあるところはありませんでした。

農地転用許可基準の立地基準では、案内図の申請地⑦と記載した下の小さい一団は10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地と考えられます。その下の東と南に繋がっている一団については、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、既存の敷地面積11,165.46㎡に対し敷地拡張面積に占める第1種農地に該当する面積が4,677.28㎡で、既存の敷地面積の2分の1以下であることから、不許可の例外を規定している農地法施行規則第35条第5号に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資力については、全額を自己資金で賄い、申請地の転用行為の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水については敷地内で浸透処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えております。

8番について説明します。譲受人は、坂戸市戸口に昭和28年に設立された宗教法人です。現在、本堂の北側と西側に合計16台分の駐車場を確保しているが、葬儀、法事、お盆や春・秋のお彼岸の時期には、多数の参加者や檀家の方が訪れ、駐車場に止められなかった車が周辺で路上駐車してしまい近隣住民に迷惑をかけていることから、駐車場の拡張を計画されたとのことです。

案内図中央の斜線部が申請地で、申請地の道路を挟んだ北側に本堂があります。また、寺と表記してあるその下の東と西にそれぞれ、白抜きの箇所がありますが、こちらは墓地となっております。

農地転用許可基準の立地基準では、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、不許可の例外を規定している農地法施行規則第33条第5号に該当すると考えられます。なお、道路を挟んだ敷地拡張について、県へ相談したところ、既存の敷地に隣接した土地で敷地拡張可能な土地がないことから、道路を跨いだ敷地拡張であればやむを得ないとの判断いただいております。

また、一般基準では、資力については、全額を自己資金で賄い、申請地の転用行為の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水については砂利敷のため地下浸透となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えております。

議長 事務局の説明が終わりました。

担当地区委員より、補足説明をお願いします。

(担当委員挙手)

6番 三芳野地区栗原委員、7番 勝呂地区小島委員、8番 入西地区山崎委員、の順でお願いします。

補足説明 (申請地の写真をスクリーンに映して説明)

議席14番 6番の案件につきましては、譲受人は2年前に2世帯住宅に改築した結果、息子夫婦の車が2台増え計4台になり結果駐車スペースが狭くなったことから敷地拡張を計画したもので、周辺農地の営農に支障を与えるおそれはないものと考えられることから、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしく申し上げます。

議席9番 7番の15筆の申請地はいずれも遊休農地であり、毎年、適正管理指導を行

ってきました。また、周辺農地についても作付けを行っている農地はほとんどない状況であります。今回の申請は、緑地帯及び砂利敷き駐車場等のための敷地拡張であり、転用より周辺農地の営農に支障を与えるおそれはないものと考えられることから、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

議席 17 番 8 番については、諸事情により既存の駐車場の一部が無くなってしまい駐車スペースが不足することから、不足分の駐車場を確保するため申請地を転用するもので、隣接地に土地を確保することが難しいことから道路を挟んだ場所に駐車場を計画するものです。申請地は、農地に隣接部分がないため周辺農地の営農に支障を与えるおそれはないと考えられますので、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でしたので、ご審議をよろしくお願いします。

議 長 議案の説明が終わりました。ご質疑等があればお願いします。

事務局 7 番案件につきましては、転用面積が 5,532.28 m²で 3,000 m²を超えているため埼玉県農業会議が所管する常設審議会の意見照会案件に該当します。このため、常設審議会の意見をつけて県の農林振興センターへ進達することとなります。

議 長 それでは、採決を行います。
議案第 6 号、農地法第 5 条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。
よって、議案第 6 号は、許可相当と決定いたします。

議 長 日程第四 議案第 7 号、農用地利用集積計画（案）についてを上程し議題といたします。
事務局より説明してください。

事務局 令和元年 6 月分の農用地利用権設定申出状況についてご説明します。
今月の利用権申出状況は、新規が 4 件でありましたが、いずれも更新時に申出が間に合わなかったため新規扱いとしたものです。
また、合意解約の申し出が 2 件あったことから、令和元年 7 月 1 日設定後の利用集積面積は、約 236.5 h a で前月比 -0.2 h a となります。
次ページ以降に、今月分の利用集積計画及び農地法第 18 条第 6 項の規定による解約の詳細がございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。
質疑等がありましたらお願いします。

(質疑なしの声)

議 長 それでは採決を行います。
議案第 7 号 農用地利用集積計画（案）については、原案のとおり決定したいと思います。これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。
よって、議案第 7 号は、原案のとおり決定いたします。

議長 日程第5 議案第8号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について及び日程第6 議案第9号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)については関連しますので一括上程し、議題といたします。
事務局より説明してください。

事務局 農業委員会は、運営の透明性を確保するため「農業委員等に関する法律第37条」により、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況をインターネット等により公表するものと定められていることから、本議案を審議していただくものです。8号議案は、前年度の目標に対する評価、9号議案は、前年度の目標に対する評価をもとに、今年度の目標と活動計画を定めたものです。

(詳細については添付資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。
質疑等がありましたらお願いします。

(質疑なしの声)

議長 それでは採決を行います。
議案第8号及び第9号については、一括審査とし、原案のとおり決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全会一致と認めます。
よって、議案第8号及び第9号は、原案のとおり決定いたします。

議長 日程第7 議案第10号 農地法第52条に基づく農地の賃借料情報の提供ついてを上程し議題といたします。事務局より説明してください。

事務局 賃借料については、農地法第52条に基づき借賃等の農地の情報を提供することが定められております。

平成30年度賃料情報値につきましては、平成30年1月から12月までの間に提出された利用権設定届のうち、賃料の発生しているものを集計したもので、物納に関しては、60kg当たり14,100円として集計しました。

なお、この賃料情報につきましては、あくまでも参考値でありますのでご承知おき願います。

(詳細については添付資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。ご質問はございませんか。

(質問なしの声)

議長 それでは採決を行います。
議案第10号、農地法第52条に基づく農地賃借料情報の提供については、原案のとおり決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全会一致と認めます。
よって、議案第10号は、原案のとおり決定します。

議 長 日程第8 農業経営改善計画に対する意見聴取について協議いたします。
事務局より説明してください。

事務局 定期的な改善計画ではありますが、前改善計画につきましては、当初個人経営によるものでありましたが、平成31年2月の法人化に伴い改善計画の変更がなされました。このため今回の改善計画は、法人化に伴い変更された改善計画を元に今後5年間の改善計画を定めたものです。

(詳細については添付資料により説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。ご質問はございませんか。

(質問なしの声)

議 長 ご意見が無いようですので、農業経営改善計画に対する意見聴取については、意見なしとして坂戸市長に回答します。

議 長 日程第9 令和元年度農業者年金加入推進部長の推薦及び活動計画(案)についてを協議いたします。事務局より説明してください。

事務局 (詳細について添付資料により説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。ご質問はございませんか。

(質問なしの声)

議 長 質問がないようですので、活動計画については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、活動計画については、原案のとおり決定します。
農業者年金加入推進部長の推薦につきましては、いかがいたしましょうか。

(「石川会長を推薦する。」旨の発言)

議 長 ただ今、加入推進の推薦については、石川会長との発言がありましたが、ほかにご意見はございますか。

(意見なしの声)

議 長 ご意見がないようですので、令和元年度農業者年金加入推進部長については、石川会長を推薦することに決定し、活動計画とともに埼玉県農業会議へ報告いたします。

報告第2号 専決処分の報告について、事務局より説明してください。

事務局 専決処分 of 報告について説明いたします。

【報告事項を朗読】

議長 事務局の説明が終わりました。
ご質問はございますか。

(質問なしの声)

議長 次に、次第4のその他について事務局より説明してください。

(事務局その他について説明)

議長 その他に、委員さんから何かございますか。

17番 過日、入西地区の3人の委員により農地転用に伴う入西地区の課題について、話し合いを行った結果、善能寺地区の大規模開発及びこの後の新堀・堀込地区の開発に伴い次の課題が出た。

- ① 新住民が既存集落のごみ集積所にごみを出すことから、ごみがあふれてしまう状況となっている。
- ② 農地が転用され住宅が建築された結果、大雨が降ると長岡地区で頻繁に浸水等の被害がでるようになった。今後さらに、開発が進めば流末の葛川が氾濫し周辺の農地に被害を及ぼし農業経営に支障をきたすことも考えられることから何らかの対策が必要となる。

事務局 ごみの問題については、農業政策とは異なるため区長会等を通じて要望を行う必要がある。治水の問題については、農地利用に係る問題である「農地利用最適化の推進に係る施策に関する意見」として市へ提案していきたい。

議長 以上で、令和元年第2回坂戸市農業委員会を閉会させていただきます。
閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

(議長あいさつ)

上記会議の顛末に相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和元年6月25日

坂戸市農業委員会

会 長

署名委員

署名委員